

平成22年度 税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成21年12月



目 次

- ◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大 1
（債券税制の見直し）
 - ◆ 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化 2
（日本版ISA）
 - ◆ 非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度
の充実及び民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化 3
等
 - ◆ 新たな生命保険料控除制度の法制化 6
 - ◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の見直し 7
-

◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大(債券税制の見直し)

【大綱の概要】

- 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。

損益通算の範囲拡大

	インカムゲイン	キャピタルゲイン
上場株式・公募株式投信	配当所得(申告分離)	譲渡所得(申告分離)
債券・公社債投信・預金	利子所得(源泉分離)	非課税
先物取引(取引所取引)	雑所得(申告分離)	

 は、現行、損益通算が認められている範囲

平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。

◆ 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化(日本版ISA)

【制度の概要】

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 300万円 (100万円 × 3年間)
4. 保有期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 年間1人1口座 (毎年異なる金融機関に口座開設可)
7. 開設者 : 居住者等
8. 年齢制限 : 20歳以上
9. 導入時期 : 平成24年1月1日 (20%本則税率化にあわせて導入)

非課税期間 最長10年

年間一人一口座
毎年100万円まで

最大3口座
300万円まで
累積投資可能



◆ 非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実及び民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化等

【改正の概要】

- 非居住者等が受ける平成25年3月31日までに発行された振替社債等の利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）の非課税化。
（注）利益連動債並びに発行者の特殊関係者が受ける利子及び償還差益は対象外。
平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子について適用。
- 現行の煩雑な振替公社債利子等の非課税手続は大幅に簡素化。
- 民間国外債等の利子等に係る特例は恒久化。
（注）利益連動債並びに発行者の特殊関係者が受ける利子及び償還差益は対象外。
指定民間国外債制度は、2年間の経過措置を講じた上で廃止。

現行制度

振替国債・地方債：恒久非課税

振替社債等：課税

民間国外債：非課税

（H22/3/31まで発行分）

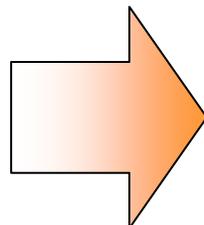
新制度

振替国債・地方債：恒久非課税

振替社債等：非課税

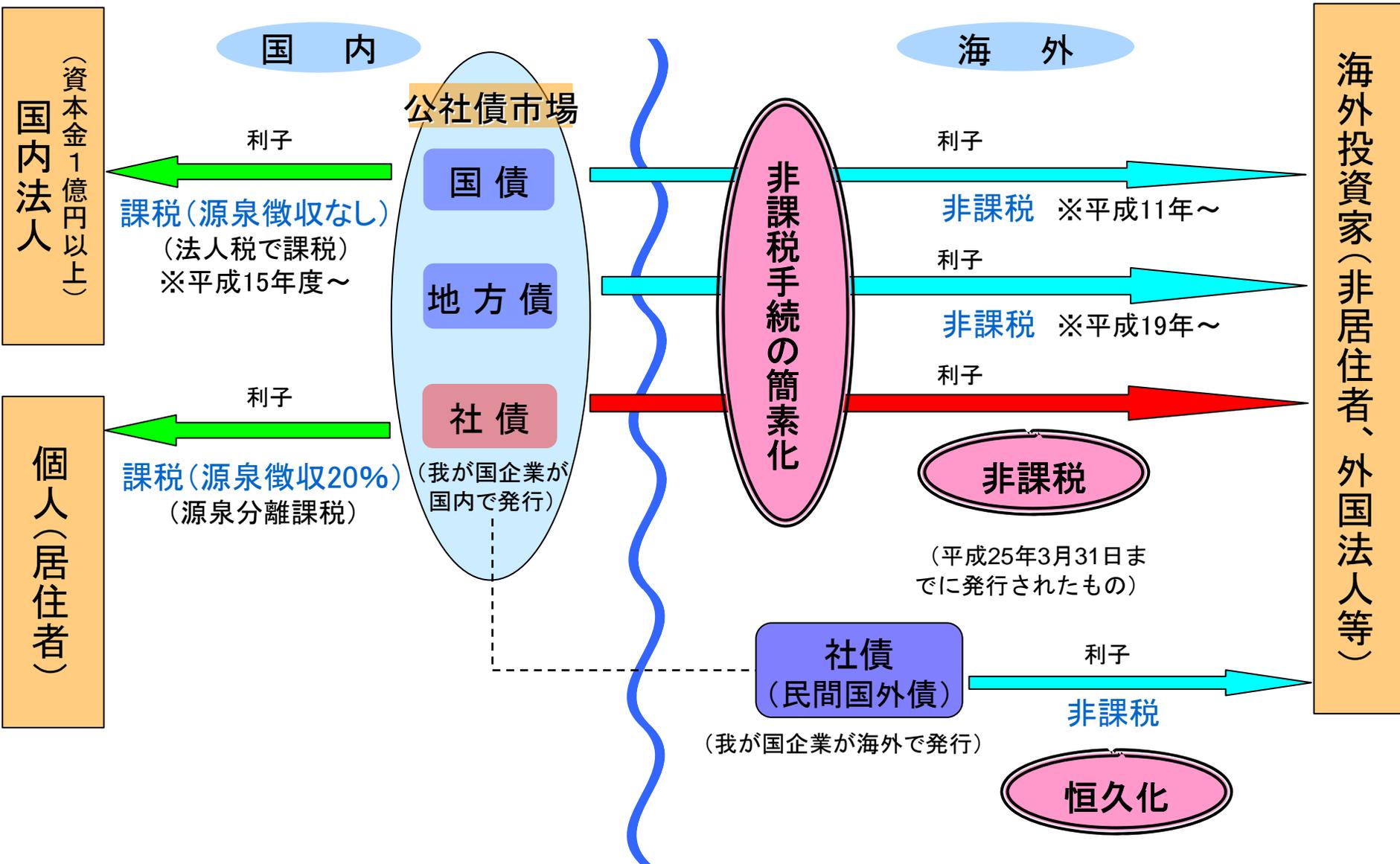
（H25/3/31まで発行分）

民間国外債：恒久非課税

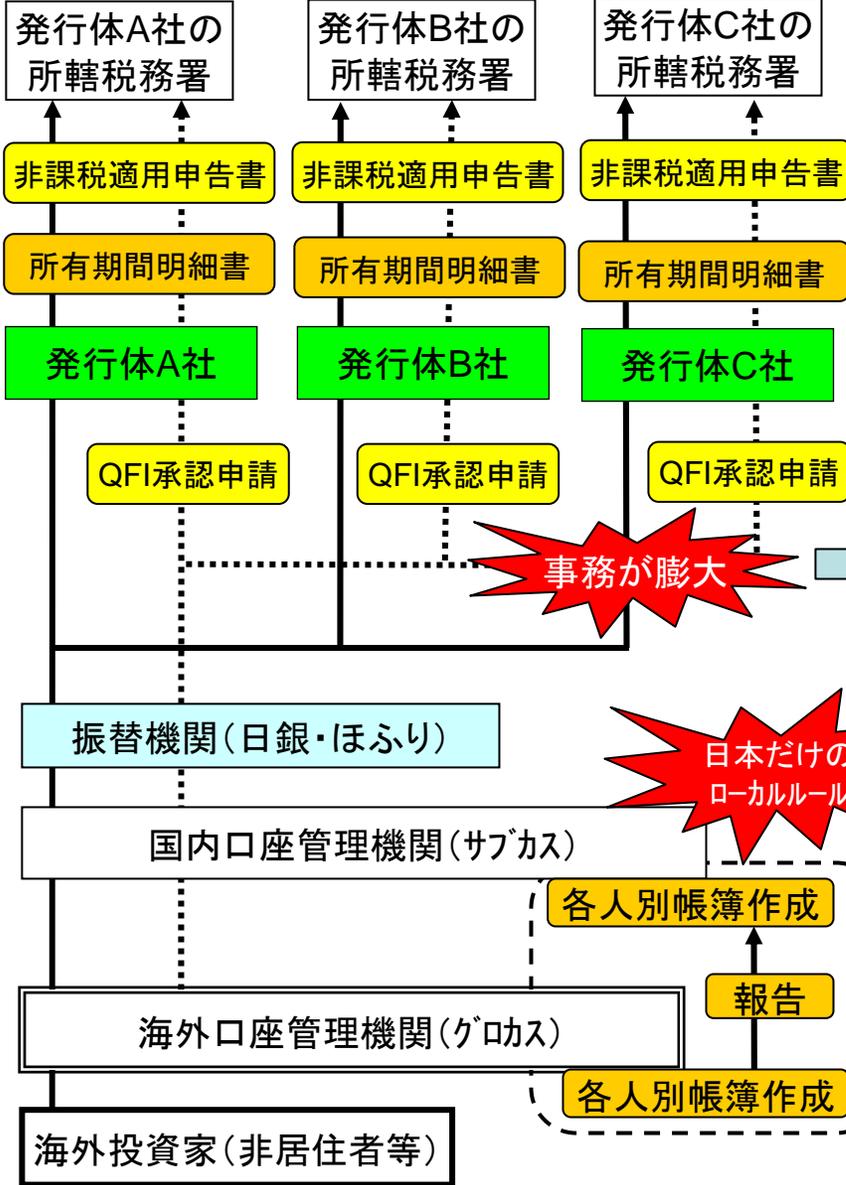


（参考）特定目的会社に係る課税の特例等における導管性要件について、国内募集割合を50%超とする要件の対象から特定社債を除外する等の見直しを行う。

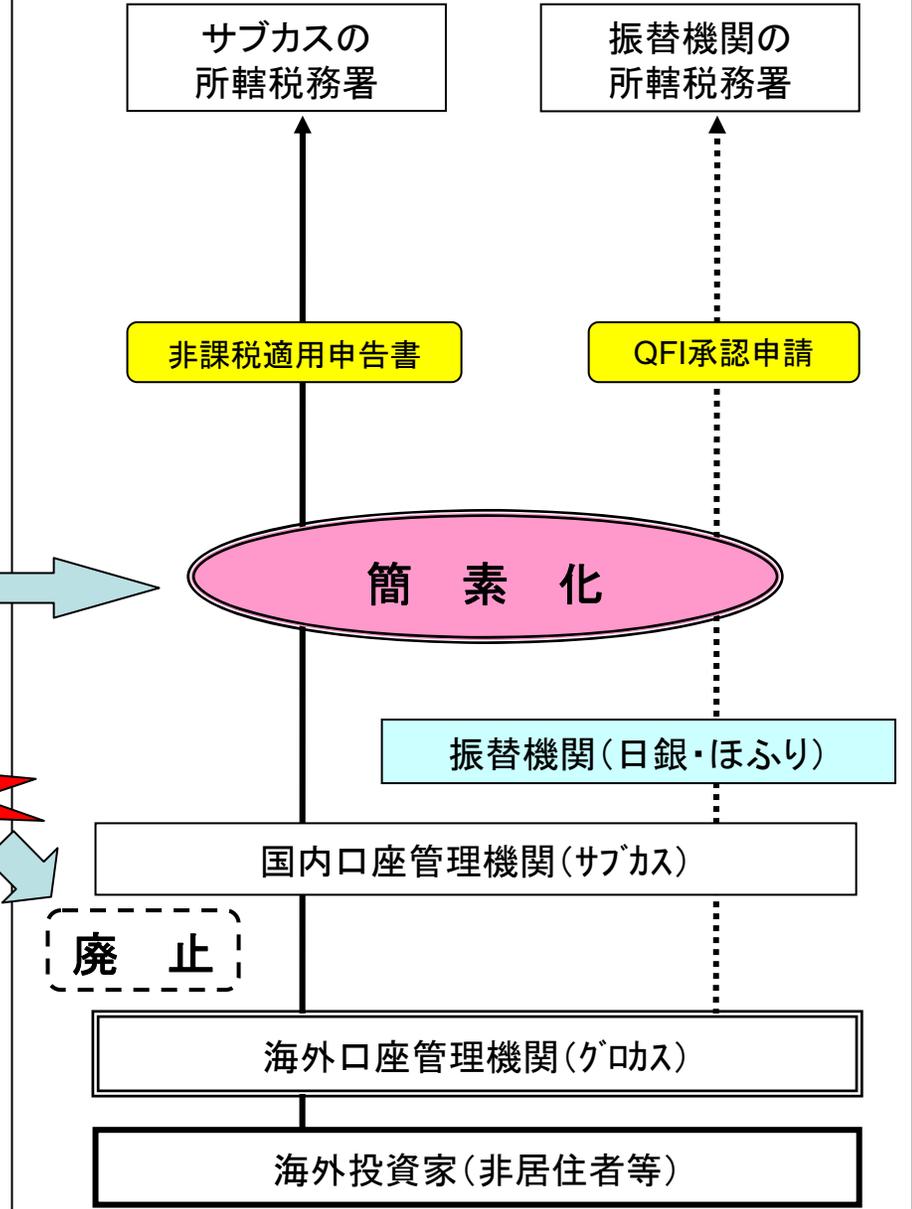
我が国公社債の利子課税の改正概要



煩雑な現行制度



簡素な新制度



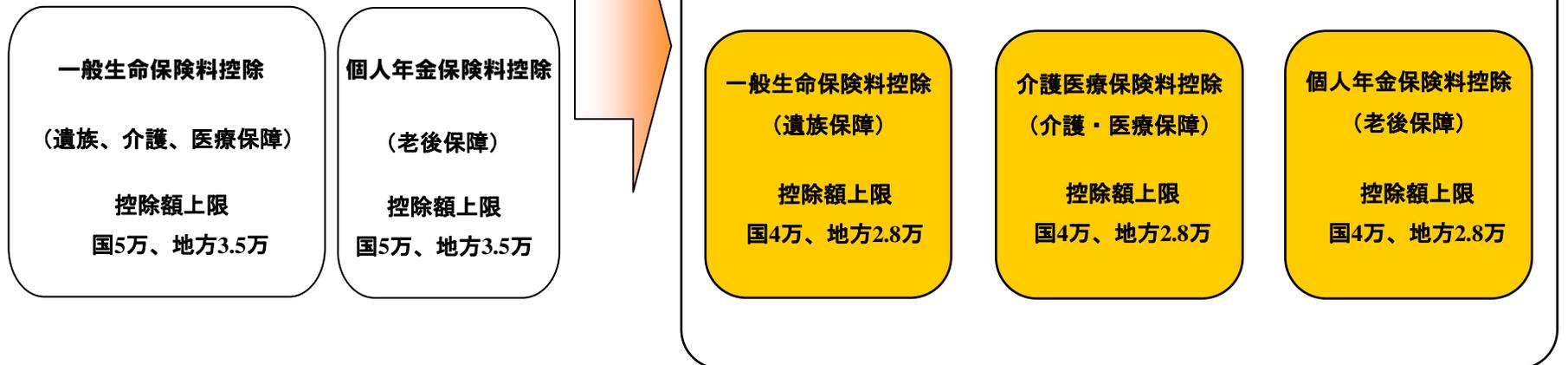
◆ 新たな生命保険料控除制度の法制化

【改正の概要】

- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除について次のように改組し、以下の各保険料控除の合計適用限度額を国税12万円（地方税7万円）とする。
 - ・ 介護・医療保障を内容とする主契約又は特約について、国税4万円、地方税2.8万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設ける。
 - ・ 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の所得控除適用限度額を、それぞれ国税4万円、地方税2.8万円とする。

現行制度

要望事項（新制度の法制上の措置の実現）



◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の見直し

【改正の概要】

- 火災保険等に係る準備金積立率の特例（4%）について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（平成25年3月31日まで）。
 - ・ 準備金の残高が正味収入保険料の30%を超える事業年度を特例（4%）の適用対象外とする（積立率は本則の2%）。

